

山口県報

平成22年
3月23日
(火曜日)

目 次

規則
山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則(中山間地域づくり推進室)……………
山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………



山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十号

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則(平成十八年山口県規則第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 岩国市のうち昭和二十五年二月一日における玖珂郡小瀬村、藤河村、御庄村、通津村、由宇町、神代村及び玖珂町の区域

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十一号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成二十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二(見出しを含む)中、「別表第十八号の二才」を「別表第十八号の三才」に改める。

第五条の三(見出しを含む)中、「別表第十八号の三才」を「別表第十八号の四才」に改める。

第五条の四(見出しを含む)中、「別表第十八号の五才」を「別表第十八号の八才」に改める。

第十条(見出しを含む)中、「第三十三号の四才及び第三十四号ヤ」を「第三十三号の四ノ及び第三十四号マ」に改める。

第十条の三(見出しを含む)中、「別表第三十四号の八才」を「別表第三十四号の八才」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 省令第二十六条の三の規定による基準の決定をすること。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月二十三日
発行

発行
行人所

山口県知事
山口市